「資料で見る県女の歴史と伝統」

第５８回皆実有朋会定期総会でのパネル展示資料

No.	内容	資料管理
１．	木綿の筒袖・袴を着用	2011-003-Y43-堀内-1-b-1
２．	洋服の体操服	2010-016-Y15-青盛-1-b-1
３．	生徒必携と校訓十か条	2011-002-Y23-永田-101-a-18
４．	正門前の登校風景	2010-009-D99-同窓会-128-b-11
５．	昭和１１年度入学志願者心得	2011-001-Y35-山澤-2-a-2
６．	受験票と合格通知	2011-001-Y35-山澤- 1-a-1、3-a-3
７．	授業料納票	2011-002-Y23-永田-94-a-11
	身分証明書	2010-019-Y21-松本-1-a-1
８．	２３期生が学んだ教科書	2011-002-Y23-永田-9-d-9, 21-d-21, 40-d-40, 58-d-58, 59-d-59, 72-d-72
９．	夏休みの多彩な行事	2010-009-D99 -同窓会-132-a-5
１０．	全国大会で活躍する生徒たち	皆実有朋百周年記念誌より
１１．	大竹方面への徒歩遠足	第５４回皆実有朋会総会冊子　より
１２．	制服の名札が手がかり	2010-001-Y45-倉西-1-b-1,　2-b-2
１３．	旧陸軍被服支廠の木造校舎とグランド	皆実有朋百周年記念誌より
１４．	被爆１周忌法会で哀悼歌	2010-002-Y43-中村-1-a-1
１５．	下中町一番地の県女跡地	2010-013-Y42-戸川-2-a-2
１６．	五線譜のある追悼の碑	２０１１年８月　皆実 17 期西村健二氏撮影

１．木綿の筒袖・袴を着用

１９１４（大正３）年卒業を記念して区域会の下級生たちと撮影。第二代斎藤校長は１９０５（明治３８）年「生徒の心得べき箇条」を挙げ、将来一家を預かる者として服装は質素を旨とすると説いた。平常は木綿の筒袖・袴、足下は靴を着用することになり、質素倹約の精神は徐々に浸透していった。

区域会の目的は風紀規律の指導と生徒同士の自律にあった。全学年の生徒を２６の通学区域に分け、各区域に担当教員１人、生徒の係長、副係長を任命していた。

２．洋服の体操服を制定

制服が決まるより７年早い１９１３（大正２）年、体操服が制定された。霜降り木綿のモダンなもので、洋服の体操服は中国地方で初めてのことであった。袴にたすきがけでは動きにくく健康上も良くないことと、洋服化が社会的に進んだことも背景にあった。

斎藤校長は、一国の基礎は一家にあり、一家の消長は主婦の健康にあるとして、体育活動を重視していた。当時としては衝撃的なことであり、新しい教育実践であった。こうした結果、県女の生徒の体格は全国的にみても上位で、日に焼けた様子をブラックダイヤモンドと言われた。

３．生徒必携と校訓十カ条

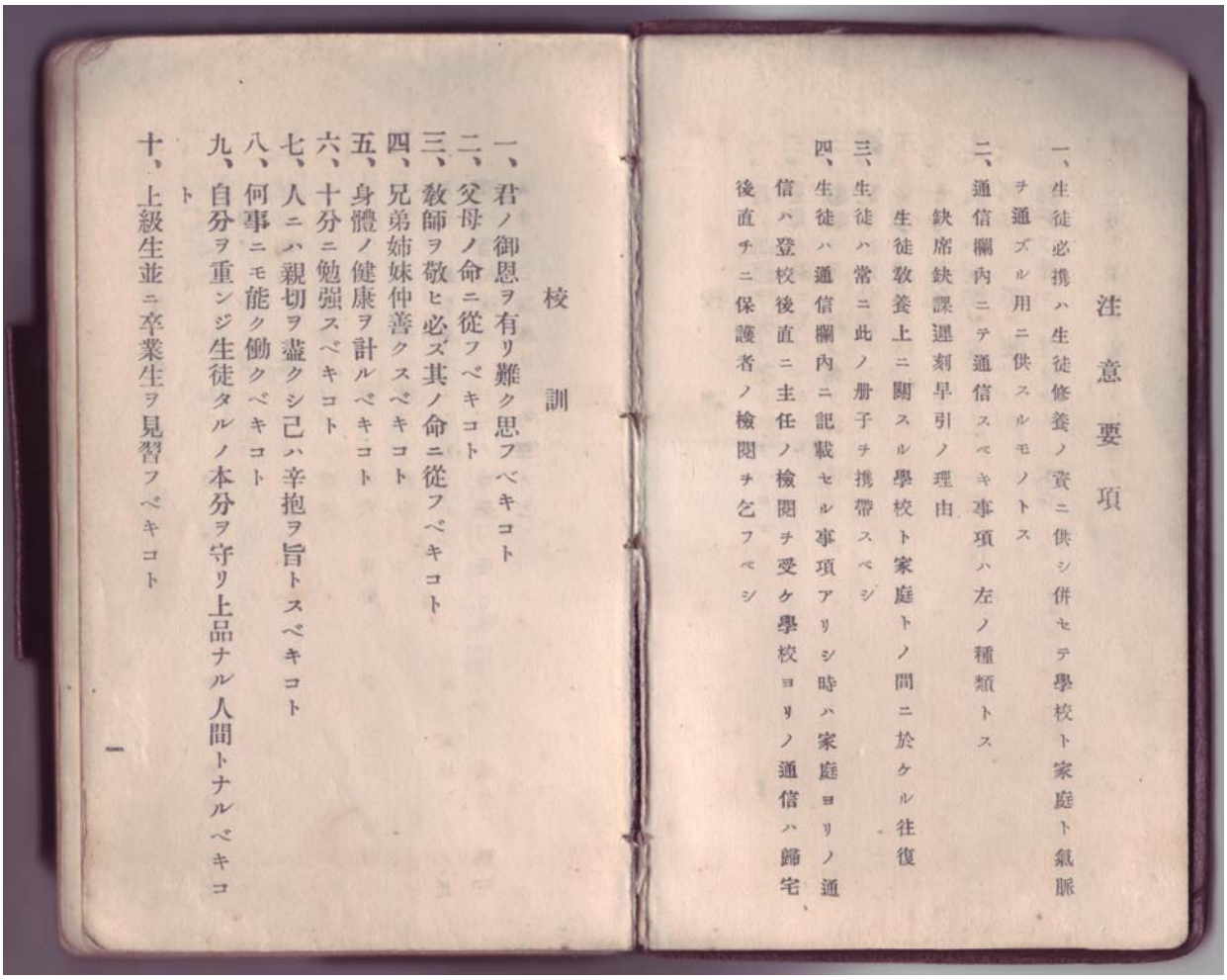

注意要項

一、生徒必携ハ生徒修養ノ資ニ供シ併セテ學校ト家庭ト氣脈ヲ通ズル用ニ供スルモノトス

二、通信欄内ニテ通信スベキ事項ハ左ノ種類トス
缺席缺課遲刻早引ノ理由
生徒教養上ニ關スル學校ト家庭トノ間ニ於ケル往復

三、生徒ハ常ニ此ノ册子ヲ携帶スベシ

四、生徒ハ通信欄内ニ記載セル事項アリシ時ハ家庭ヨリノ通信ハ登校後直ニ主任ノ檢閲ヲ受ケ學校ヨリノ通信ハ歸宅後直チニ保護者ノ檢閲ヲ乞フベシ

校訓

一、君ノ御恩ヲ有リ難ク思フベキコト
二、父母ノ命ニ從フベキコト
三、教師ヲ敬ヒ必ズ其ノ命ニ從フベキコト
四、兄弟姉妹仲善クスベキコト
五、身體ノ健康ヲ計ルベキコト
六、十分ニ勉强スベキコト
七、人ニハ親切ヲ盡クシ己ハ辛抱ヲ旨トスベキコト
八、何事ニモ能ク働クベキコト
九、自分ヲ重ンジ生徒タルノ本分ヲ守リ上品ナル人間トナルベキコト
十、上級生並ニ卒業生ヲ見習フベキコト

一

斎藤校長は生徒に「誠の人となれ」（至誠）と説き、至誠の根本は無限の親切・無限の辛抱であると説いた。１９１７（大正６年）制定の校訓十カ条にも「親切辛抱なるべきこと」が含まれ、県女・第一県女の伝統として長く受け継がれていった。

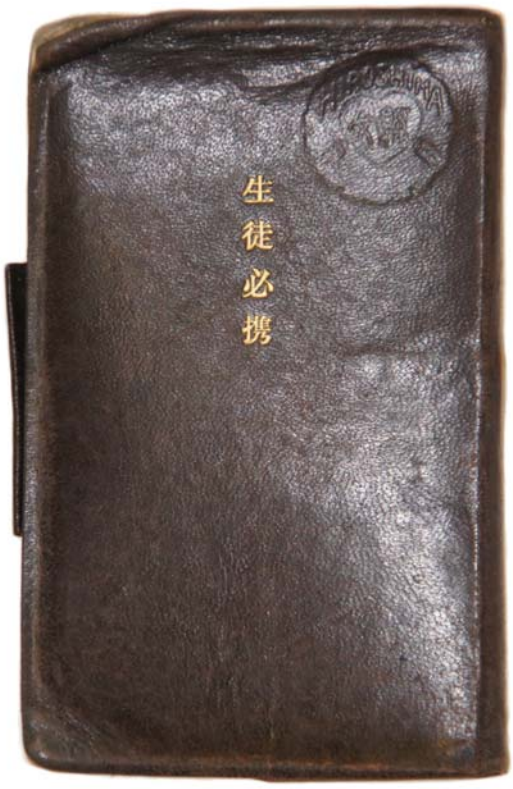

写真は２３期生（大正１３年）入学の生徒必携

４．正門前の登校風景

　礼儀作法が重んじられ、上級生には１５度、先生には３０度など、お辞儀の角度も決められていた。行事で整列した講堂内はもちろん、教室への移動時も全く私語はしなかった。また、県女の生徒は胸を張りまっすぐ前を向いて元気よく歩くので、見ただけでわかるとも言われた。

　向かって左の門柱に「広島女子専門学校」とある。斎藤校長は文部省や県当局へ強く働きかけ、１９２８（昭和３）年本校の専攻科が昇格し、全国で５番目の公立女子専門学校となった。財政的理由で昇格後も県女内に留まっていたが、１９３５（昭和１０）年に宇品の地に移る。後に広島女子短期大学、広島女子大学、男女共学の広島県立大学として発展していく。

5．昭和１１年度入学志願者心得

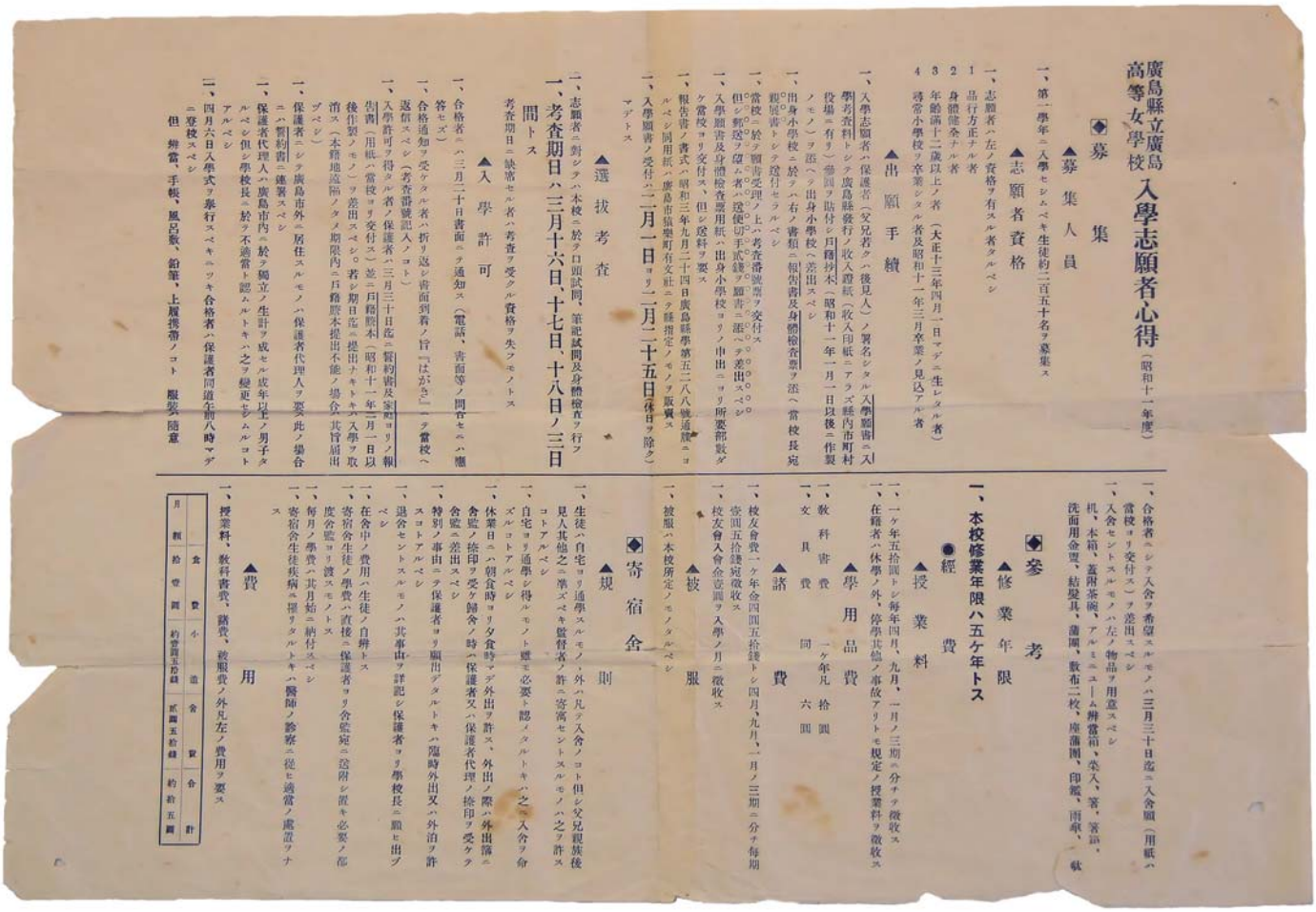

廣島縣立廣島高等女學校 入學志願者心得（昭和十一年度）

◆募集

▲募集人員

一、第一學年ニ入學セシムベキ生徒約二百五十名ヲ募集ス

▲志願者資格

一、志願者ハ左ノ資格ヲ有スル者タルベシ
1 品行方正ナル者
2 身體健全ナル者
3 年齢滿十二歳以上ノ者（大正十三年四月一日マデニ生レタル者）
4 尋常小學校ヲ卒業シタル者及昭和十一年三月卒業ノ見込アル者

▲出願手續

一、入學志願者ハ保護者（父兄若クハ後見人）ノ署名シタル入學願書ニ入學考査料トシテ廣島縣發行ノ收入證紙（收入印紙ニアラズ縣内市町村役場ニ有リ）參圓ヲ貼付シ戸籍抄本（昭和十一年一月一日以後ニ作製ノモノ）ヲ添ヘテ出身小學校ヘ差出スベシ
一、出身小學校ニ於テハ右ノ書類ニ報告書及身體檢査票ヲ添ヘ當校長宛親展書トシテ送付セラルベシ
一、當校ニ於テ願書受理ノ上ハ考査番號票ヲ交付ス
但シ郵送ヲ望ム者ハ送便切手貳錢ヲ願書ニ添ヘテ差出スベシ
一、入學願書及身體檢査票用紙ハ出身小學校ヨリノ申出ニヨリ所要部數ダケ當校ヨリ交付ス、但シ送料ヲ要ス
一、報告書ノ書式ハ昭和三年九月二十四日廣島縣學第五二八八號通牒ニヨルベシ同用紙ハ廣島市猿樂町有文社ニテ縣指定ノモノヲ販賣ス
一、入學願書ノ受付ハ二月一日ヨリ二月二十五日（休日ヲ除ク）マデトス

▲選拔考査

一、志願者ニ對シテハ本校ニ於テ口頭試問、筆記試問及身體檢査ヲ行フ
一、考査期日ハ三月十六日、十七日、十八日ノ三日間トス
考査期日ニ缺席セル者ハ考査ヲ受クル資格ヲ失フモノトス

▲入學許可

一、合格者ニハ三月二十日書面ニテ通知ス（電話、書面等ノ問合セニハ應答セズ）
一、合格通知ヲ受ケタル者ハ折リ返シ書面到着ノ旨『はがき』ニテ當校ヘ返信スベシ（考査番號記入ノコト）
一、入學許可ヲ得タル者ノ保護者ハ三月三十日迄ニ誓約書及家庭ヨリノ報告書（用紙ハ當校ヨリ交付ス）並ニ戸籍謄本（昭和十一年二月一日以後作製ノモノ）ヲ差出スベシ。若シ期日迄ニ提出ナキトキハ入學ヲ取消ス（本籍地遠隔ノタメ期限内ニ戸籍謄本提出不能ノ場合ハ其旨届出ヅベシ）
一、保護者ニシテ廣島市外ニ居住スルモノハ保護者代理人ヲ要ス此ノ場合ニハ誓約書ニ連署スベシ
一、保護者代理人ハ廣島市内ニ於テ獨立ノ生計ヲ成セル成年以上ノ男子タルベシ但シ學校長ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ
一、四月六日入學式ヲ擧行スベキニツキ合格者ハ保護者同道午前八時マデニ登校スベシ
但 辨當、手帳、風呂敷、鉛筆、上履携帶ノコト 服裝ハ隨意

一、合格者ニシテ入舍ヲ希望スルモノハ三月三十日迄ニ入舍願（用紙ハ當校ヨリ交付ス）ヲ差出スベシ
一、入舍セントスルモノハ左ノ物品ヲ用意スベシ
机、本箱、蓋附茶碗、アルミニユーム辨當箱、柴入、箸、箸箱、洗面用金盥、結髮具、蒲團、敷布二枚、座蒲團、印鑑、雨傘、軟

◆參考

▲修業年限

一、本校修業年限ハ五ケ年トス

●經費

▲授業料

一、一ケ年五拾圓トシ毎年四月、九月、一月ノ三期ニ分チテ徴收ス
一、在籍者ハ休學ノ外、停學其他ノ事故アリトモ規定ノ授業料ヲ徴收ス

▲學用品費

一、教科書費 一ケ年凡拾圓
一、文具費 同 六圓

▲諸費

一、校友會費一ケ年金四圓五拾錢トシ四月、九月、一月ノ三期ニ分チ毎期壹圓五拾錢宛徴收ス
一、校友會入會金壹圓ヲ入學ノ月ニ徴收ス

▲被服

一、被服ハ本校所定ノモノタルベシ

◆寄宿舍

▲規則

一、生徒ハ自宅ヨリ通學スルモノ、外ハ凡テ入舍ノコト但シ父兄親族後見人其他之ニ準ズベキ監督者ノ許ニ寄寓セントスルモノハ之ヲ許スコトアルベシ
一、自宅ヨリ通學シ得ルモノト雖モ必要ト認メタルトキハ之ニ入舍ヲ命ズルコトアルベシ
一、休業日ニハ朝食時ヨリ夕食時マデ外出ヲ許ス、外出ノ際ハ外出簿ニ舍監ノ捺印ヲ受ケ歸舍ノ時ハ保護者又ハ保護者代理ノ捺印ヲ受ケテ舍監ニ差出スベシ
一、特別ノ事由ニテ保護者ヨリ願出デタルトキハ臨時外出又ハ外泊ヲ許スコトアルベシ
一、退舍セントスルモノハ其事由ヲ詳記シ保護者ヨリ學校長ニ願ヒ出ヅベシ
一、在舍中ノ費用ハ生徒ノ自辨トス
一、寄宿舍生徒ノ學費ハ直接ニ保護者ヨリ舍監宛ニ送附シ置キ必要ノ都度舍監ヨリ渡スモノトス
一、毎月ノ學費ハ其月始ニ納付スベシ
一、寄宿舍生徒疾病ニ罹リタルトキハ醫師ノ診察ニ從ヒ適當ノ處置ヲナス

▲費用

一、授業料、教科書費、諸費、被服費ノ外凡左ノ費用ヲ要ス

月額	食費	小遣	舍費	合計
	拾壹圓	約壹圓五拾錢	貳圓五拾錢	約拾五圓

志願者資格に「品行方正なる者」とある。募集人員は第１学年２５０名、修業年限は５カ年。選抜考査は３日間で、口頭試問、筆記試験および身体検査が行われた。授業料は１年間５０円、その他学用品費、諸費が必要であること、制服、寄宿舍などについて書かれている。

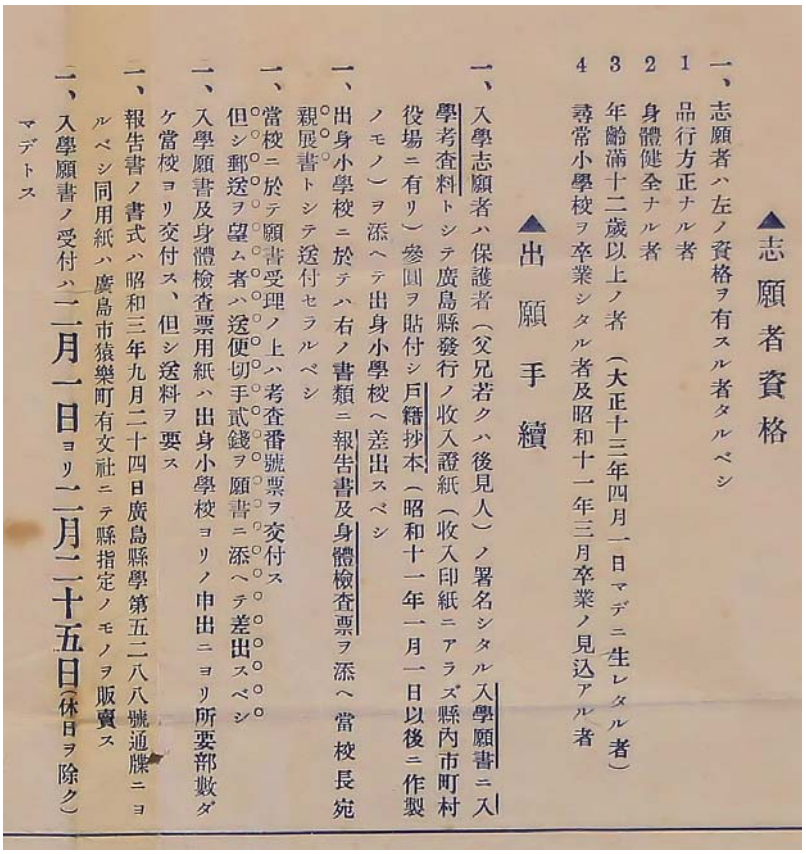

▲志願者資格

一、志願者ハ左ノ資格ヲ有スル者タルベシ
1 品行方正ナル者
2 身體健全ナル者
3 年齢滿十二歳以上ノ者（大正十三年四月一日マデニ生レタル者）
4 尋常小學校ヲ卒業シタル者及昭和十一年三月卒業ノ見込アル者

▲出願手續

一、入學志願者ハ保護者（父兄若クハ後見人）ノ署名シタル入學願書ニ入學考査料トシテ廣島縣發行ノ收入證紙（收入印紙ニアラズ縣内市町村役場ニ有リ）參圓ヲ貼付シ戸籍抄本（昭和十一年一月一日以後ニ作製ノモノ）ヲ添ヘテ出身小學校ヘ差出スベシ
一、出身小學校ニ於テハ右ノ書類ニ報告書及身體檢査票ヲ添ヘ當校長宛親展書トシテ送付セラルベシ
一、當校ニ於テ願書受理ノ上ハ考査番號票ヲ交付ス
但シ郵送ヲ望ム者ハ送便切手貳錢ヲ願書ニ添ヘテ差出スベシ
一、入學願書及身體檢査票用紙ハ出身小學校ヨリノ申出ニヨリ所要部數ダケ當校ヨリ交付ス、但シ送料ヲ要ス
一、報告書ノ書式ハ昭和三年九月二十四日廣島縣學第五二八八號通牒ニヨルベシ同用紙ハ廣島市猿樂町有文社ニテ縣指定ノモノヲ販賣ス
一、入學願書ノ受付ハ二月一日ヨリ二月二十五日（休日ヲ除ク）マデトス

６．受験票と合格通知

山沢律子

考査番號第 464 番

（入學考査手數料領收濟）

◉志願者心得

1、考査期日　三月十六日　口頭試問
　　三月十七日　筆記試問
　　三月十八日　筆記試問　身体檢査

2、登校時刻　三月十六日ハ（一番ヨリ四〇〇番マデハ午前八時）（四〇一番以後ハ午前十一時三十分）
　　三月十七日、十八日ハ午前八時

3、志願者ハ考査期日中必ズ本票ヲ持參スベシ

4、志願者ハ考査期日中毎日上履、辨當ヲ携帶スベシ尚三月十七日、十八日ハ鉛筆、小刀、ケシゴムヲ持參スベシ（志願者自身携帶ノコト）

5、考査期間中ハ靜肅ヲ旨トシ凡テ考査監督者ノ命ニ從フベシ

6、附添人ハ許可ナクシテ所定ノ場所以外ニ入ルベカラズ

7、合格者ニハ三月二十日書面ニテ通知ス（電話、書面等ノ問合セニハ應答セズ）

8、合格通知ヲ受ケタルモノハ折返シ書面到着ノ旨『はがき』ニテ學校ヘ返信スベシ（考査番號記入ノコト）

昭和十一年二月　廣島縣立廣島高等女學校

合格證

考査番號　第四六四番

氏名　山澤律子

昭和十一年三月

注意

一、本書面受領ノ節ハ折返シ其ノ旨葉書（考査番號記入）ニテ學校ニ返信スベシ

一、服裝其ノ他教科用品ハ凡テ入學後學校ノ指揮ヲ受クベシ

一、四月六日入學式ヲ擧行スベキニ付キ合格者ハ午前八時マデニ保護者同道登校スベシ
　但シ辨當、手帳、風呂敷、鉛筆、上履ヲ携帶スベシ、服裝ハ隨意トス

一、別紙誓約書及家庭ヨリノ報告書並ニ戸籍謄本（三月一日以後作製ノモノ）ヲ來ル三月三十日迄ニ提出スベシ
　若シ期日ニ至ルモ提出ナキ時ハ入學ヲ取リ消ス

一、合格者ニシテ入舍ヲ希望スル者ハ入舍願ヲ小出スベシ

廣島縣立廣島高等女學校

「５．昭和１１年度入学志願者心得」と共に大切に保管されていたもの。大正後期から、広島県内にも次々と高等女学校、実科高等女学校が創立され、１９３１（昭和６）年には公立・私立を含め３７校あった。１９３６（昭和１１）年前後の県女志願者倍率は３．５倍から３．７倍。受験者は９００人近くいたと思われる。受験番号４００番までは午前８時登校、４０１番以降は午前１１時３０分登校となっている。

7．授業料納票と身分証明書

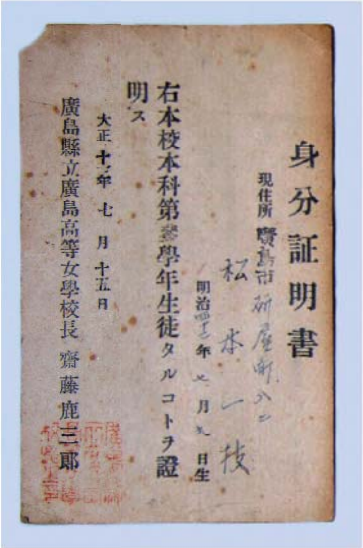
身分証明書

現住所 廣島市新屋町ハ二

松本一枝

明治四十二年七月九日生

右本校本科第參學年生徒タルコトヲ證明ス

大正十二年七月十五日

廣島縣立廣島高等女學校長 齋藤鹿三郎

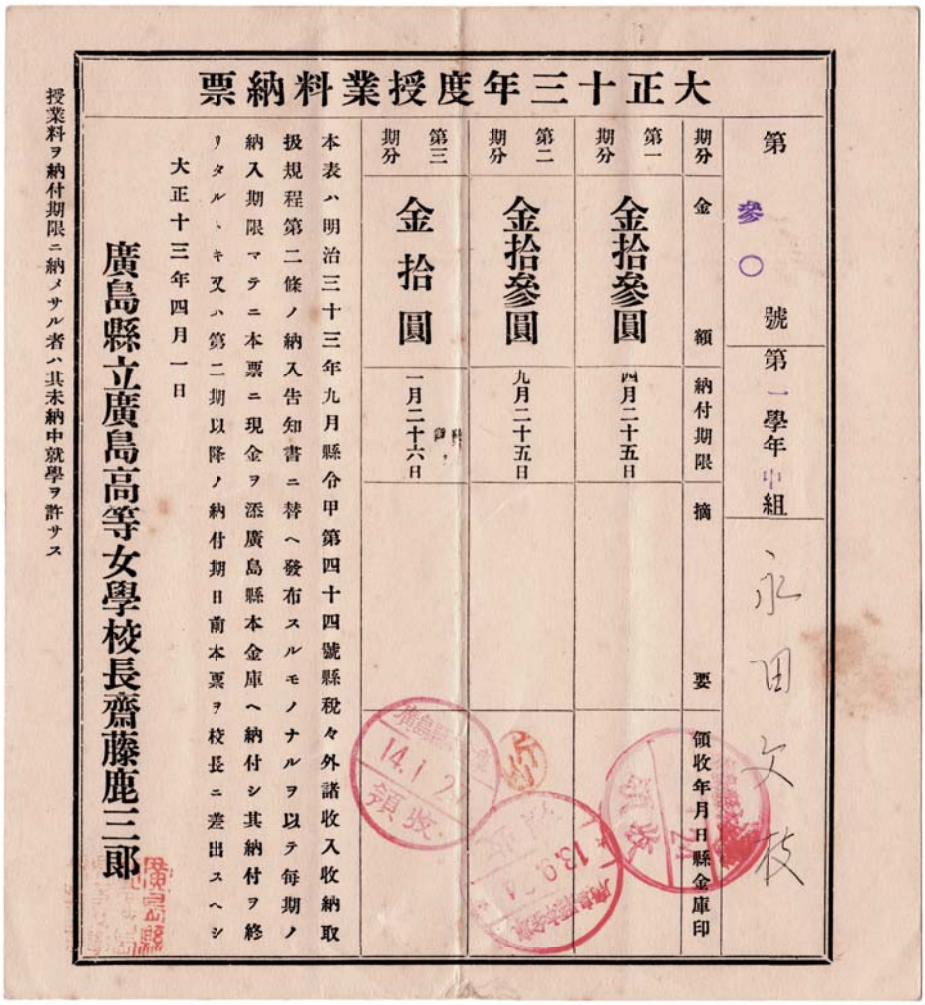
大正十三年度授業料納票

第參〇號 第一學年中組 永田文枝

期分	金額	納付期限	摘要	領收年月日縣金庫印
第一期分	金拾參圓	四月二十五日		
第二期分	金拾參圓	九月二十五日		
第三期分	金拾圓	一月二十六日		

本表ハ明治三十三年九月縣令甲第四十四號縣稅々外諸收入收納取扱規程第二條ノ納入告知書ニ替ヘ發布スルモノナルヲ以テ毎期ノ納入期限マテニ本票ニ現金ヲ添廣島縣本金庫ヘ納付シ其納付ヲ終リタルヽキ又ハ第二期以降ノ納付期日前本票ヲ校長ニ差出スヘシ

大正十三年四月一日

廣島縣立廣島高等女學校長齋藤鹿三郎

授業料ヲ納付期限ニ納メサル者ハ其未納中就學ヲ許サス

大正１３年の１年間の授業料は３６円。その他図書費、校友会費など諸費として５円８０銭、雑部金として教科書、学用品、遠足、夏服制服その他で３円７０銭、合計４５円５０銭必要であった。５年生になった昭和３年は授業料が４２円になっており、修学旅行費なども加わり、かなり高額になったと思われる。

ちなみに当時、巡査の平均月俸は５２円から５３円、一般企業の課長級で月俸１００円であった。（『物価の世相１００年』岩崎爾郎著 読売新聞社刊より）

８．２３期生が学んだ教科書

大正末期から昭和１０年頃までに使用された教科書が、数多く提供されている。代々受け継いだ生徒の名前が書かれているものもあり、大切に扱われていたことがわかる。

戦争中被災を免れた貴重な第一県女蔵書が、皆実高校図書館に伝わり、この度同窓会に譲り受けている。

9．夏休みの多彩な行事

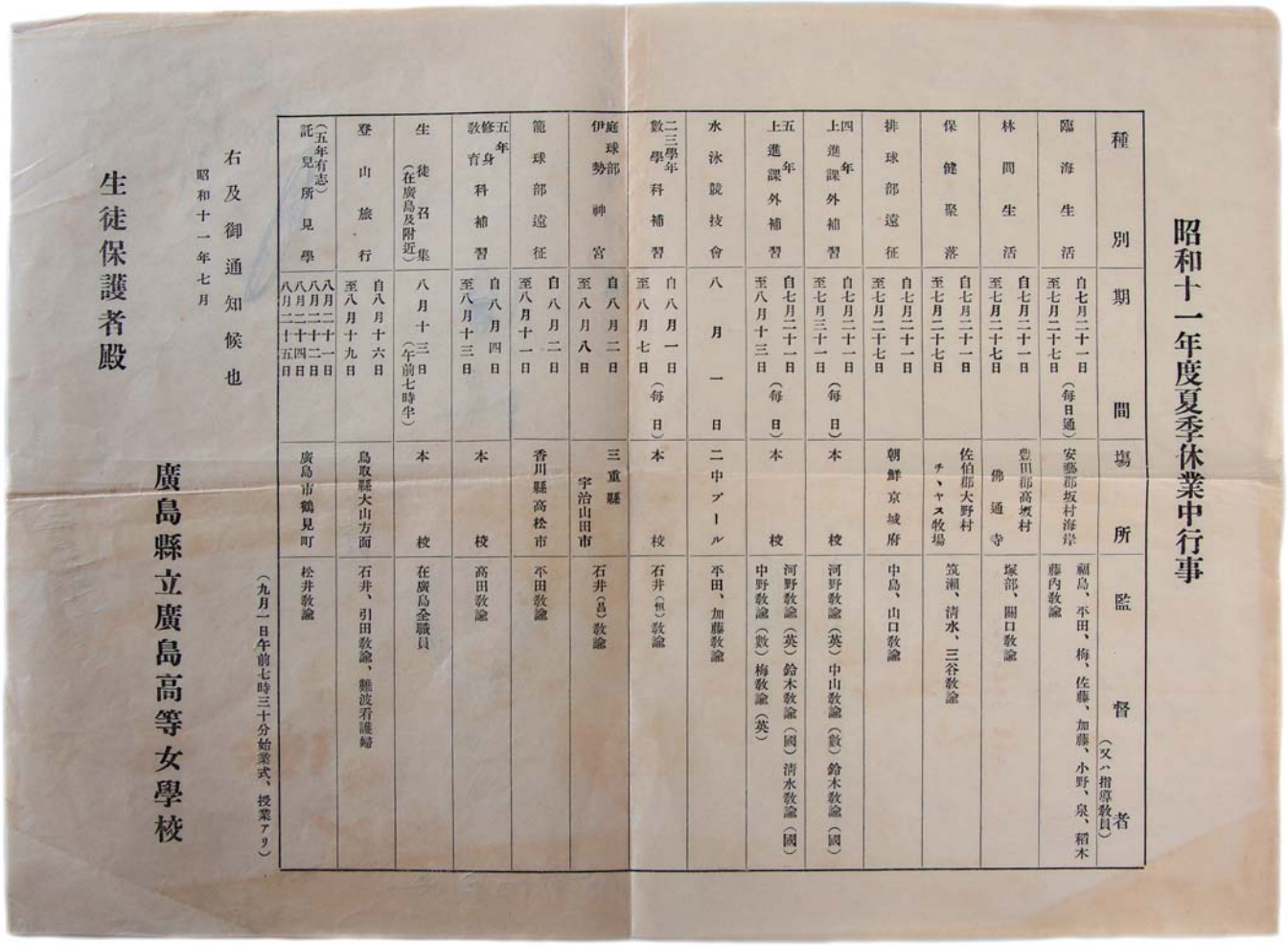

昭和十一年度夏季休業中行事

種別	期間	場所	監督者（又ハ指導教員）
臨海生活	自七月二十一日 至七月二十七日（毎日通）	安芸郡坂村海岸	廣島、平田、梅、佐藤、加藤、小野、泉、稲木 藤内教諭
林間生活	自七月二十一日 至七月二十七日	豊田郡高坂村 佛通寺	塚部、開口教諭
保健聚落	自七月二十一日 至七月二十七日	佐伯郡大野村 チヽヤス牧場	筑瀬、清水、三谷教諭
排球部遠征	自七月二十一日 至七月二十七日	朝鮮京城府	中島、山口教諭
四年上進課外補習	自七月二十一日 至七月三十一日（毎日）	本校	河野教諭（英）中山教諭（數）鈴木教諭（國）
五年上進課外補習	自七月二十一日 至八月十三日（毎日）	本校	河野教諭（英）鈴木教諭（國）清水教諭（國） 中野教諭（數）梅教諭（英）
水泳競技會	八月一日	二中プール	平田、加藤教諭
二三學年數學科補習	自八月一日 至八月七日（毎日）	本校	石井（恒）教諭
庭球部伊勢神宮	自八月二日 至八月八日	三重縣宇治山田市	石井（昌）教諭
籠球部遠征	自八月二日 至八月十一日	香川縣高松市	平田教諭
五年身修教育科補習	自八月四日 至八月十三日	本校	高田教諭
生徒召集（在廣島及附近）	八月十三日（午前七時半）	本校	在廣島全職員
登山旅行	自八月十六日 至八月十九日	鳥取縣大山方面	石井、引田教諭、難波看護婦
（五年有志）託兒所見學	八月二十一日 八月二十二日 八月二十四日 八月二十五日	廣島市鶴見町	松井教諭

（九月一日午前七時三十分始業式、授業アリ）

右及御通知候也

昭和十一年七月

廣島縣立廣島高等女學校

生徒保護者殿

昭和11年度の夏季休業中の行事を保護者宛に配布したプリント。進学のための補習なども行われている。臨海生活や林間生活、身体が丈夫でない生徒のためにチチヤス牧場で行われた保健集落など、様々な行事があった。この頃の臨海生活は、安芸郡坂村の海岸へ毎日通って行われ、１年生は全員、２年生は自由参加であった。最終日には２キロの遠泳もあったが、日頃の厳しさとは違う楽しさがあり、夏休みの団体生活の中で最も楽しい行事であった。仏通寺林間生活は精神修養を目的とし、３年生以上の希望者が参加した。登山旅行は大山や北アルプス白馬岳に登った年もあり、山好きの第三代梅林寺校長が同行した年もあるという。運動部の大会出場、遠征の予定なども記されている。

１０．全国大会で活躍する生徒たち

全日本排球選手権大会女子中等学校の部で 2 年連覇の部員（写真上）

1934(昭和 9)，1935 年と連続優勝した部員たちは、翌 1936 年 7 月朝鮮排球協会から招待され、京城 (ソウル) で高等女学校チームと親善試合を行った。そして女子高等普通校の生徒たちと友好を深めた。

森田・成田組の凱旋を祝って（写真下）

1934(昭和 9) 年全日本女学校庭球大会では永山・佐久間組が優勝。伊勢神宮大会では、一般女子の部と女子中等学校で優勝し、優勝旗 2 本、賞状 8 枚、メダル１２、カップ 2 個すべて獲得して凱旋。

１１．大竹方面への徒歩遠足

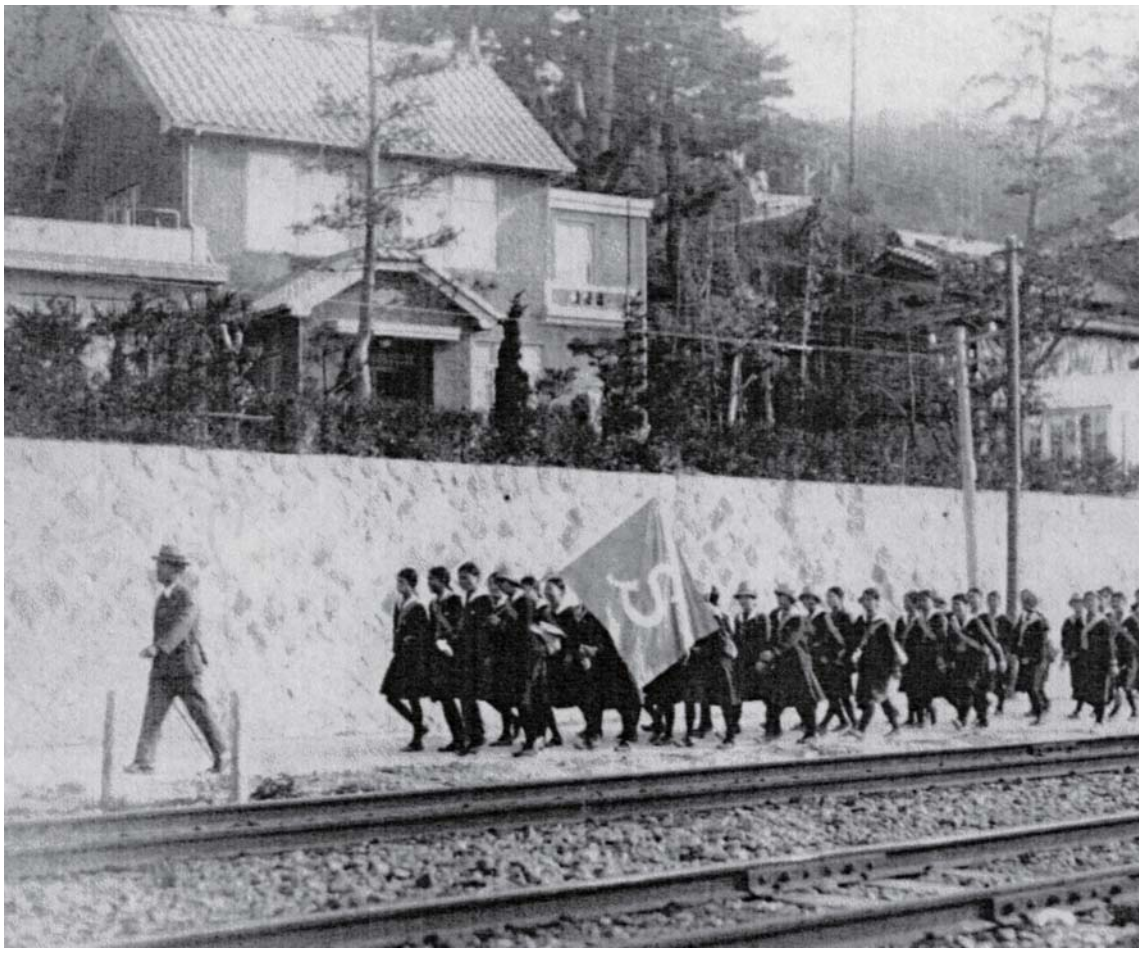

　創立時より遠足はほとんどの行程が徒歩であり、体力増強に一役買っていた。春秋どちらかの、十里遠足と言われた大遠足では、船越峠を越え焼山を経由し呉の二河公園を目的地としたこともあった。毎月１回の小遠足、４月の新入生歓迎遠足、２月の卒業生を送る八木、草津梅林への遠足、学年別の遠足、健康組み・中健組み・病弱組みに分けての遠足などがあった。町中を歩くときはいつも無言。郊外に出てやっと会話も許可され合唱も始まった。

１２．制服の名札が手がかり

昭和２０年８月、すでに上級生は郊外の工場に動員されていたが、軍・市の要請を受け１年生も土橋・小網町での建物疎開に動員されることになった。８月６日月曜日がその初日であった。７時に集合後制服を身軽な作業服に着替え、弁当などと一緒に木陰に置いた。間もなく８時１５分。爆心地から近いうえ建物が取り壊され遮蔽物がなく、大半の生徒が即死に近い状態であったという。己斐の小学校にたどり着いた生徒も瀕死の重傷で、翌日昼頃までには全員が死亡。自宅にたどり着くことが出来た生徒も、まもなく亡くなった。

８月７日の朝、１年１組倉西美智枝さんを捜しに出たお姉さんが、土橋付近で美智枝さんの名札が付いた制服を見つけられた。県女の生徒が避難していると聞いて己斐小学校に行かれた。怪我がひどく、ベルトの下に見える布地でやっと美智枝さんだとわかった。美智枝さんは７日朝亡くなった。

「ヒロシマ」と表示されている校章は、アルファベットが使用できなかった戦時中の校章。

１３．旧陸軍被服支廠の木造校舎とグランド

広島市の都市復興計画により、下中町の県女校地は大部分が平和大通りになることとなり、旧校地への復帰はできなくなった。１９４６（昭和２１）年出汐町の旧陸軍被服支廠のレンガ倉庫を校舎とし、八木・川内・草津に分散していた教場を閉じ、第一県女の再出発となった。大竹の海兵団からもらい受け草津に運ばれていた机と椅子を、生徒たちが４人一組となり草津から陸路運んだ。その後１９４７（昭和２１）年旧陸軍被服支廠の木造建物（写真・下）に移転し校舎とした。写真･上は１９４８（昭和２３）年の第一回運動会で踊る生徒。背景は旧陸軍被服支廠の建物。

１４．一周忌法会で哀悼歌

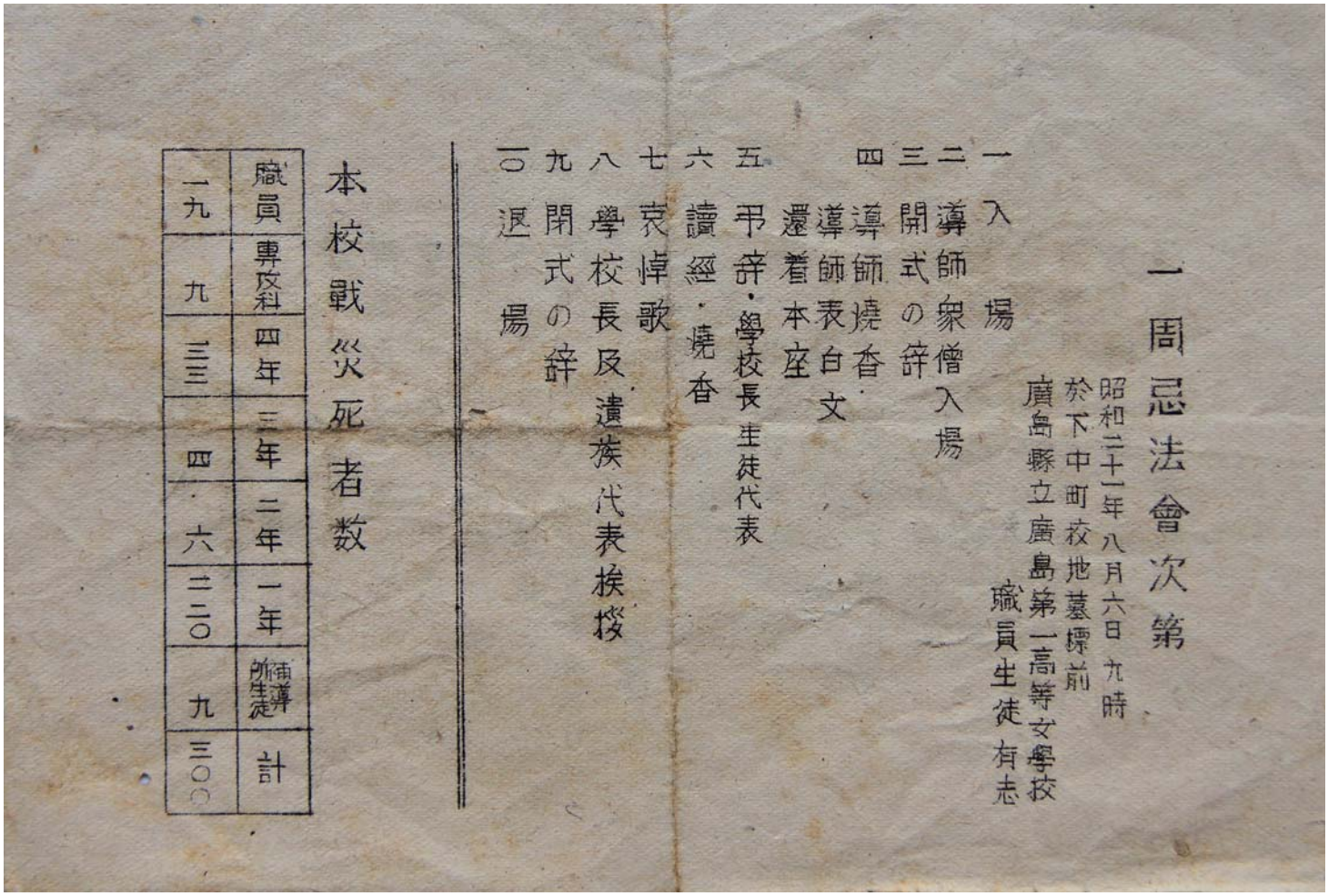

一周忌法會次第

昭和二十一年八月六日 九時
於下中町校地墓標前
廣島縣立廣島第一高等女學校
職員生徒有志

一 入場
二 導師衆僧入場
三 開式の辞
四 導師燒香
導師表白文
還着本座
五 弔辞・學校長生徒代表
六 讀經・燒香
七 哀悼歌
八 學校長及遺族代表挨拶
九 閉式の辞
一〇 退場

本校戰災死者数

職員	一九
專攻科	九
四年	三三
三年	四
二年	六
一年	二二〇
師範部生徒	九
計	三〇〇

原爆犠牲者への哀惜と鎮魂の祈りをこめて、哀悼歌を作ることになった。全校生徒から募集し、３年生の岸谷敞子（４４期）の詩が選ばれ、岡本真一郎教諭が作曲した。そして一周忌にあたる１９４６（昭和２１）年８月６日、一周忌の法会で霊前に捧げた。

哀悼歌

一．散りにし人を弔うと　襟を正して佇めば　墓標の文字の目にしみる
　　ああ師の君よわが友よ　かえらぬ人の追憶に　目がしら何時かうるおえり

二．心静かにおろがめば　わが師の君の在りし日の　み教えいたく胸にしむ
　　思い出せば懐かしき　わが友垣のあの姿　あのほほえみも目に浮ぶ

三．いま学び舎の焼け跡に　受難のあとを弔いて　み墓の前にぬかずけば
　　無量のおもい胸にわく　ああ師の君よわが友よ　鎮まり給え安らけく

１５．下中町一番地の県女跡地　（中区中町）

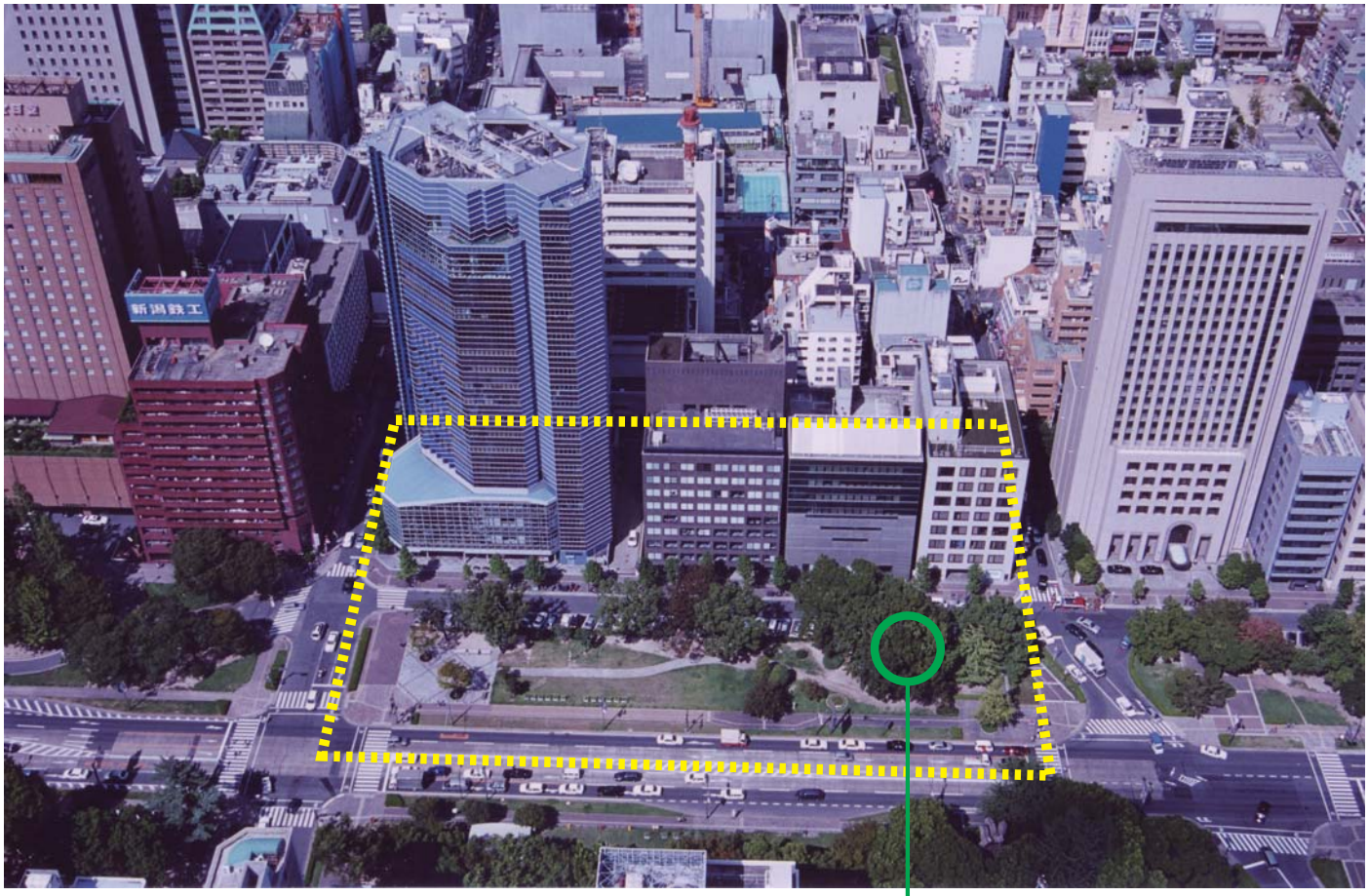

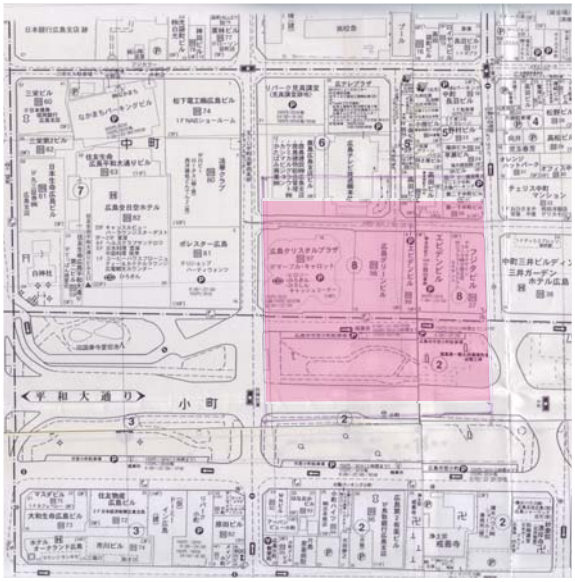

１９４３（昭和１８）年頃、購買部に置かれていたポストカードの１枚。正門と本館は東側の道路に面し、講堂が東南の角にある。現在の地図、航空写真 (2001 年撮影) を復興計画図と重ね合わせると、おおよその位置が推測できる。

１６．五線譜が刻まれた追憶の碑

１９５５（昭和３０）年旧広島第一県女の正門跡の緑地帯に、原爆犠牲者追憶の碑が建てられ、以後毎年８月６日追悼式がこの場所で行われている。追憶の碑の裏には哀悼歌の３番の歌詞と楽譜の一節が刻まれ、ＮＨＫラジオで「五線譜のある慰霊碑」として全国放送された。また１９８２（昭和５７）年、原爆の犠牲となった教職員と生徒２９７名（現在は３０１名）の名前が刻まれた銘板が、追憶の碑の後方に設置された。皆実高校第１１代合田学（まなぶ）校長の提案と遺族会の賛同により作成されたものである。銘板の文字は被爆当時、書道担当であった川北春江元教諭が、亡き教え子のために記した。